国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成27年8月20日 (木) 11:09~11:58
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

安井順一郎 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課企画官

山田 泰造 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐

山村 研二 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 公設民営学校の教諭要件について
- 3 閉会

○藤原次長 早速始めます。

公設民営学校の教諭の要件ということで、省令事項でございますが、この公設民営の問題につきましては、御承知のとおり、かなり長い時間、自治体との三者協議も含めて、制度設計を綿密にやってきておりますので、省令レベルの議論も丁寧に進める必要があるというふうにも思っておりますので、今日は、その辺の意見交換をぜひいただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

- ○八田座長 お忙しいところ、お越しくださいましてありがとうございます。 それでは、早速、御説明をお願いいたします。
- ○安井企画官 どうも、おはようございます。文部科学省の初等中等教育企画課でございます。

国家戦略特区法の中の公設民営学校の部分の省令につきまして、御説明をさせていただきます。

国家戦略特区法の中で御案内のとおり、公設民営学校制度の適用の対象にする学校については、政令で基準を定めるというふうに法律の中に書いておりまして、既に御覧いただいていると思いますが、政令の中でも、今回の対象にする学校について、国家戦略特区の区域方針に沿うような教育課程とか、教育方法をやる学校というようなことを書いているわけですが、公設民営学校の職員とか設備とか、そういったことの基準については、専門技術的な、少し詳細な部分のところもございますし、法制局のほうから省令で規定すべきというような御指摘も受けまして、今回の省令の立案作業をしたというところがございます。

この省令案の中身ですけれども、先ほど申し上げましたように、公設民営学校における人的、物的な体制について規定をしているというところでございまして、お手元に省令案をお配りしておるかと思いますが、人的体制としては、もちろん、学校の教育活動を行う職員の関係、それから、物的体制として、学校における設備の関係の基準というようなことを規定しているところでございます。

また、さらに、特色ある教育課程を編成していって、かなり通常の学校とは違う教育を行っていくということが、一種の売りの学校でもありますので、そういった部分から、生徒が学校生活を行っていく上で、いろいろと困難な場面に直面したりとかという部分もあろうかと思いますし、そういう部分に対するケアの必要性というのも強く指摘されてきたところもありますので、そういった教育に関する相談、助言体制の整備をしっかりやっていただくというようなことでありますとか、それから、学校の運営活動というのを、できる限り透明化をして、生徒の保護者の共通理解を学校運営、経営について深めて、連携協力をより促進していくということも重要であろうということで、学校関係者評価、これを実施するということについて、規定をしているというところでございます。

1つ、全体を立案する上で、留意しなければいけない事柄としてございますのは、御案内のとおり、いろいろと公設民営学校の制度設計につきましては、先ほど、次長からもお話がありましたように、与党の国会の先生方からも、色々な御心配、御懸念とか、あるいは反対の御意見などもいただきながら、それでも、こういう制度化に向けて、これまで調整を図ってきたところであるわけですけれども、そこの議論の中で、かなり多く論点としてあったのは、通常の現行制度の中で、普通の公立学校でやれるのと同じような仕組みといいますか、そういう学校を作るというような制度設計なのだったら、こういった民間に委託をお願いする制度をわざわざ作る意義が理解できないというような御指摘もありまし

たので、そういった懸念にお答えするような趣旨で、大臣からも、通常の公立学校と同じような仕組みで単に学校運営を民間に委託するということではないのだというようなことを国会答弁を含めて御説明する中で、与党の先生方の御理解をいただいて、法案を提出させていただいたという経緯もございます。

一方で、当然、色々基準を書いていく中で、実際に、この制度の適用をして、新しい学校を作りたいという大阪市の考えておられる学校の設置について、現実的に不可能な状況になるということも当然なってはいけないわけでして、そこの状況も見ながら、大阪市にもお話をしながら作ってきたという経緯でもございます。

そういう観点から、ちょっと補足して説明させていただきますと、職員の関係の基準でいけば、これは、現行で公立学校は、職員は公務員でございますので、外国籍の方というのは、教諭以上の学校運営に責任ある立場で権限を持った立場で任用できないというところが現行制度ではございますが、そこを新しい仕組みの中で外国人も学校運営に参画するような立場で任用を、スタッフとして正式に入ってもらうような仕組みをするということですとか、かなり国際バカロレアを念頭に置いて、国際理解教育等の分野で先駆的な教育を行っていきたいというお考えが大阪市のほうでもありましたし、それをやっていくためには、教員のリクルートについても幅広く日本国内だけではなくて、国外、外国人を含めてやっていかないといけないと。

また、その優秀な人材を呼び込んでいく上では、既存の地方公務員の人事制度の中ですと、待遇面、給与を初め、なかなか画一的で、いろんなオファーがしにくいというところもありますので、そういう部分をクリアーしていくような仕組みを作っていくという議論もあったわけでして、そういった外国人に向けた職員のリクルートができるような仕組みにすべきというような御議論は、こちらのワーキングの中でも、これまで御指摘をいただいたところだったと思いますけれども、そういった大阪市の考えている学校づくりのイメージというのも我々は十分念頭に置きながら立案をしてきたというところでございまして、そういったところから、外国人に関する基準でございますとか、また、優秀な人をリクルートするための処遇面の問題とかということを規定しているという背景、趣旨ということでございます。そういうような内容を今回、省令で書かせていただいているというところでございます。

あと、今までの検討の経緯としましては、かなり地方創生推進室、事務局からも9月1日施行、早目にというようなところもスケジュール感でいただいていましたので、それに間に合うように、早目に作業すべきという御指示をいただいていましたので、できるだけ早くということで、我々も努力してきたところでございまして、省令の内容につきましては、7月7日でしたが、地方創生推進室のほうにもお送りさせていただきまして、その後、大阪市のほうにも案を御説明させていただいて、今、我々が書いている内容というのは、先ほど申し上げたようなことに留意しながら立案してきたわけなのですけれども、実際、これで大阪市が考えているプランというのが、何かやりにくくなったりしないかというよ

うなところを確認させていただいて、そこは大丈夫ですというお話をいただいているというところです。そういう調整を図った上で、これは、閣法として特区法を出させていただく与党審査の際に、条件として政令の内容についても、しっかりと与党の部会にお諮りをして、了解をとるというのが条件として法案提出をお認めいただいたという経緯もございましたので、そういった経緯を行った上で、7月の末に自民党と公明党の文部科学部会のほうには、お諮りをして、御了解をいただいたという状況でございます。

大体概略、私のほうからの御説明は、以上でございます。よろしくお願いします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

では、まず、原委員。

○原委員 大体これまでの経過と趣旨は、そのとおりだと思いますけれども、一方で、今の法律と政令と、それから、このいただいている省令との間に相当乖離があるような気がしていまして、もともとの法制度自体は、国際理解教育、外国語教育というグローバルな人材を育てるということを1つの例示としつつも、その区域方針で地域によっていろんな学校をつくり得るという前提でつくられていたのだと思います。

その前提で考えると、今の職員の基準のところで、まず、外国語で2教科以上の指導を行うことができる外国人の教諭を置かなければいけないということになっているわけですけれども、これは、もともとの法律、政令に立ち返ると、ちょっと違うのではないでしょうかと。これは、政令の基準でどうなっているかというと、2以上の教科の指導を外国語で行うことというのは、あくまでこれは例示にすぎなくて、その他の区域方針、実施教育を行うための教育課程を実施するということになっているので、何か国際理解教育を重点的に行う学校というのは、必ず外国語で2教科以上という条件ではないという理解ですね。

そうだとすると、ここで、まず、これに限定をして、外国語で教科の指導を行える教員 を置かないといけないという条件をつけるというのは、ちょっとずれているのではないの かなと。

さらに言えば、外国語で教科の指導を行うことができるということを仮に条件にするとしても、さっき最初に八代先生が言われたように、それが外国人でなければいけないのかというのは、これは、また別の問題ですねという議論があるのでしょうということだと思います。

それから、省令の職員のところ、とりあえず、第1条の第2号のところだけで申し上げると、ロの部分ですね。国際的な教育以外の部分ということなのだと思いますが、これについては、5年以上密接に関係する業務に従事した経験ということが要件になっているわけですが、これは、それこそ区域方針でどういう学校を作るのかということによって、密接に関係する業務の内容ということでも変わってくるのだと思いますし、その業務とか分野、領域次第で、どのぐらい習熟、習得に時間を要するのかということは、千差万別なのだろうと思います。

その中で、ここでいきなり区域方針というのを飛び越えて、この省令で5年という話が

出てくるというのは、ちょっとどうなのかなと、とりあえず、この職員のところに関してですけれども。

○八田座長 どうぞ。

○安井企画官 職員のところについて、いくつか御質問をいただきましたけれども、政令と省令の関係でいきますと、政令の中でも、職員についての基準について定めるというのを書いていまして、そこは、先ほど申し上げましたように、ちょっと書き込む内容としては、省令で書くべしという法制局の御指導があったので省令に書いているという部分なので、やはり、学校の基準というところですから、学校の中で教育活動をやっていく上での必要なリソースとして、当然、教える人というのが最大の部分かと思いますので、学校についての基準を書くという段階では、ある程度職員について政令でも省令に委任されているように、職員を書いていくというのは、ある種の自然な流れの部分もあるのかなと思うのですけれども。

具体的な職員についての規定の書き方につきましては、まず、これは、やはり基準というところをどういうふうに書いていくかという部分なのですが、やはり、ここの外国人の規定について書いている部分というのは、今、公設民営学校を、制度を活用して実際に学校をつくっていきたいという具体的なプランを持って検討を進めておられるのが大阪市ですから、大阪市の考えている学校作りというものを念頭に置いた基準を作るというのが、当然必要になってくる部分なのかなというところで書いているわけなのですけれども、大阪市が、今回、公設民営学校制度を使って作りたい学校というのが、よく御存じだと思いますが、国際バカロレアとか、国際理解教育、外国語教育を重点的にやっている学校作りということです。

それをやっていく上で、それは単に教育課程の部分だけではなくて、英語の授業を充実させるというのは当然なのでしょうけれども、いわゆるイマージョン教育と呼んでいますけれども、英語以外の教科も英語で授業をやっていくと、そういうような学校作りをやっていきたいということは、ずっと学校の構想としておっしゃっておられましたので、それについての職員の体制というのを書いていくということです。

それから、英語がネイティブでしゃべられる人は、必ずしも国籍に限定されないのではないかというのは、当然、別に外国人ではなくても、ネイティブスピーカーで、そういう方がいらっしゃる可能性を否定しませんし、そういう方が、この学校に入っていくというのも当然結構だと思いますけれども、ただ、日本国籍を持っていて英語のネイティブスピーカーということであれば、現行の制度でも十分任用できるわけなのです。

それは、さっき少し申し上げましたけれども、既存の公立学校の制度の中でできないような制度設計をやって学校作りをしていくというところで御理解を得たという経緯からすると、今の制度でできるようなことを、新しい学校作りの基準として書くということも、ちょっと基準たり得ないのかなと思っておりまして、そういう方が全体のスタッフの中に入ってこられるということは、当然、何ら否定するものではないのですけれども、実際、

大阪市も外国人の教員の任用とかというようなこともお考えになっているわけでございま すので、こういうふうなことを書いたと。

この規定が、先ほど申し上げましたけれども、今の大阪市が作ろうとしている学校のプランの何か障壁になるかと言えば、そこはならないという確認は、私どもも立案の過程でやらせていただいているというところです。

それから、ロのほうの形態については、これは、区域方針を飛ばしてというようなことをおっしゃっていたようにお聞きしたのですけれども、区域方針に密接に関係する業務というふうに書いているわけなのですけれども、ここの趣旨は、公設民営学校ということで学校運営を民間にお願いするということは、やはり、民間の色々なノウハウとか、あるいは学校教育のノウハウ以外の色々な社会の、それはいろんな部分での活動のいろんな成果を学校の教育の中に取り込んでいくというような趣旨もあろうかと思っておりますので、そういったことで、学校業務以外で、区域方針に関係する教育をやっていくというのは、大前提になっていますから、そういった分野での御経験がある方というのが、学校のスタッフの中に入っていただくというのも、そうでないと、なかなか公設民営学校のメリットというか、良さを生かした学校体制作りにならないのかなというふうに考えていましたので、そういう趣旨で規定しているという経過でございます。

重ねてになりますが、一応、これで実際の具体の構想が頓挫してしまうということにも、 そこまでの内容では、当然ないと考えています。

○原委員 大阪市で考えている公設民営学校というのが、従来から2科目以上の科目を外国語でやりますということを前提にしていて、外国人の教諭も入れるということを前提にしています。これは、私もよく理解しているのですけれども、ただ、これは法律を作るときの整理としては、あくまでも例示にしますと、それ以外の地域で、別の考え方で公設民営学校を作ることについて排除をしませんという整理で法制度が作られていたのだと思っているのです。

それを前提にしたときに、今の省令で何が定められているかというと、国際教育を重点的に行う公設民営学校については、ともかく2教科以上外国語で行うというのが当然の前提なのですと、そのために必ず外国人の教員を置かないといけないということになっているのですが、これは、そういう学校の作り方をされるところ、大阪市のようなところもあってもいいとは思うのですけれども、これは、別に文部科学省令で規制する必要はないのでしょうかということだと思います。

もう一つ、もとのところに戻って、外国人の教諭を入れないのであれば、今の制度でもできるのだからいいのではないかという議論は、これは当初の議論の中でも、そういう議論があったことは理解していますけれども、ただ、これは法律論として、法制度の中で外国人の教諭を置かなければいけませんと、この国家戦略特区で作る公設民営学校というのは、外国人の教員を必ず入れるのですという整理にはしていないわけであって、これが省令でいきなり出てくるというのは、これはおかしいのではないでしょうかということだと

思います。

もう一つ、ロのところについては、5年以上というのがなぜ必要なのか。密接に関係する業務に一定の従事した経験というのは必要なのかもしれませんが、何か必要な期間ということで十分なのではないでしょうか。

○安井企画官 国際バカロレアを、やはり新しい学校作りの核として、大阪市がお考えになっていて、そういった内容の学校作りということで御提案いただいて、私どもも、そのお考えをベースに、それを公設民営学校という制度、手法で実現、推進していくのだということで御理解を得るべく努力をしてきたわけですが、これは、よく委員も御存じでしょうし、国会審議などを見ていただければ、まさにそういう議論が何回も繰り返し行われてきたわけですけれども、現実問題として、国際バカロレアをやっている学校というのは、また、今、いろいろ増えてきていますけれども、国立、公立の公務員法制の中でもあるわけなのです。

それで、国際バカロレアだけを条件で考えていくのであれば、委員がさっきおっしゃっ たように、必ずしも外国人が絶対いないといけないのかと、そこは、やはり国際バカロレ ア機構の色々な基準がありますから、やはり、日本語で教えていいものと、英語でないと できないものとか、色々あるのですけれども、そこは別に国籍ではなくて、ネイティブか どうかという話なのかというのは、そういう見方というのは当然あるかと思いますが、そ れは、国際バカロレアをやるかどうかという観点では、そういう御指摘だと思うのですけ れども、それですと、結局、大阪市がやろうとしている学校作りというのは、別にこの新 しい制度をつくらなくてもできるではないですかという御指摘を、我々は何度も受けてき た中で、でも、大阪市がやろうとしている学校作りというのは、こういう新しい法制度を 作らないとできないのですということで御理解を求めてきたわけですけれども、そこで、 1つ、現行の公立学校制度の中でできない障壁として、さっき申し上げたような外国人の 国籍の問題、公務員として任用する上での、そういった問題が、非常に大きな論点として、 それは、与党の部会の議論でも当然ありましたし、国会審議でもそういうことがなされて きたわけでございまして、そういったところから、これを書かなければ、なぜ、新しい法 制度を構築していかなければいけないのかという説明が、非常に今までの与党の御理解、 国会の御理解を得てきた前提が少し崩れてしまうのではないかと考えているところです。 ○原委員 だから、外国人の教諭を入れるという特殊性を説明するということが、与党と の関係で非常に重要な要素であったということ、そこはよく分かっているのです。ただ、 これまで法律を作るプロセスでも、政令を作るプロセスでも、それはあくまでも1つの例 示にすぎませんということだったはずなのです。

それが、今回、そうではなくて、外国人の教諭を必ず入れないといけませんということが省令で初めて、規制として入っているので、これは話が違うのではないでしょうかと。 〇安井企画官 そこは、そういった私どもの説明、理由というものを、ちゃんと政令以下の基準で、ちゃんと書くのだろうねと、それで、その内容については、しっかりと与党の 部会で確認するから、今後、政省令の立案作業において、与党でそういうことをしっかり と確認するということを条件にして、法案提出を閣法として認めるという議論がされたわ けです。

それから、もう一つ補足なのですけれども、公設民営学校のスキームを使って、新しい学校作りをしていくという場合に、大阪市は、国際バカロレアを旗印にして学校作りを考えておられるわけですが、それ以外のことを趣旨、眼目として学校作りをやっていくというケースも当然あろうかと思っていまして、国際バカロレアというようなことをイのところで、国際理解教育とか、外国語教育を重点的に行うというふうに、法令上はそう表しているわけですけれども、それ以外の類型であれば、ロのほうに基準が移るわけですので、国際バカロレアではないのだったら、外国人の問題というのは被ってこないと、そういう省令の建付けになっているわけです。

○原委員 多分、これでいろんな説明もされているのでしょうから、そう大きく根本的に変えることが難しいのかもしれませんけれども、少なくとも、まず、①の国際理解教育、外国語教育というのに関して、必ず外国人を入れないといけないというのを、ここで初めて入れる必要はないのではないでしょうか。それは、これまでも例示だったはずなのですから、それで、再三おっしゃっているように、外国人の教諭を入れるということが非常に与党との説明の中で大事な要素だったのですと、そこはよく分かっていますけれども、ただ、今、でき上がっている法律は、そうなっていないわけですから、あくまでも国際教育などもということで、それは1つの例示にしかなっていないわけですから。

○山田課長補佐 おっしゃるとおり例示でございます。

我々もこの政省令を策定する際に大変悩んだのですが、おっしゃるとおり、国際理解教育、外国語教育という例示でございまして、その他、国家戦略特区の趣旨に合うものという形で御指摘をいただいたので追加をして、幅広く色々な特区でできるようにしております。

それで、学校の基準を定めると、法律の御指示をいただいているので、学校の基準を定めなければいけない。でも、どのような学校か分からないものの基準を定めるのはできないので、法律の例示の形に沿って、例示されている国際理解教育の方はこうですよ、そのほかについてはこうですよという形で、その政令・省令につきましても作業をさせていただいたと。

その中で、これまでも、私もここで何回か申し上げたかもしれませんけれども、国家戦略特区でないとできない、公設民営でないとできないものというのは、外国人を任用するとか、柔軟な給与で処遇をするとか、そういうところが特色で、そういうことを説明していかなければいけない。それを、我々もいずれ同意をして、実際に国家戦略特区で公設民営学校ができていくというときにも、与党は必ず確認するという御指示をいただいているので、その要件も満たせないようなものは、いずれにしろ実現が難しい。それであれば、この省令でしっかりと、その立場をお示しする。でも、それは、それぞれの区域に応じた

ものが、今、できるようになっていると我々は思っておりますので、ロのほうで、様々な 多様なものができると思っていますので、それをあらかじめ省令でお示しをさせていただ かないと、これは、政省令自体もお認めいただけないということになりますので、支障の ない範囲と思いますので、こうやって書かせていただいているということでございます。 ○原委員 わかりました。

○八田座長 自民党にも飲んでもらえる案を1つ提案したいと思います。例えば、まず外国語に関しては、母国語あるいはそれと同等の能力を持つ教諭を採用しなければならないとする。その上で、特区においては、その教員として外国人を含めることができるとする。この外国人を含めることができるというのは、ロのほうにもつける。さらに、最後に、母国語あるいはその同等の能力があるかどうかということを審査するのは何かというと、6の外部評価です。

それで、その部会に御説明するのは、結局、「国籍よりも母国語としての能力があることが重要である」。それがないと、国籍のままだと悪用されてしまうことがある。例えば、悪意がある場合には、中国人を安く雇って、それで外国人を雇いましたというふうに言ってしまう可能性があります。その可能性を封じるために母国語ということを明記したと説明されればいい。

それから、特区で公設民営をできるということで、外国人を雇うことが可能であるということを明記したと、そういうふうに御説明なされば、もともとの党の方々の了解の趣旨に合うのではないでしょうか。

○安井企画官 そこは、先ほどからいただいている御議論の中で、バカロレアを実現するということだけであれば、国籍如何を問わず、実際の指導の力というところに着目するだけでよろしいのかと思いますけれども、結局、できるというような規定でいきますと、最終的に1人も結果的に外国人がいない、日本人だけのスタッフでそろえましたというところでもオーケーという話になるわけですね。

そこは、そういう学校になりましたというのだったら、公立学校でもできてしまうわけですので。

- ○八田座長 公立学校では、母国語要件はついていないでしょう。母国語と同じレベルという要件をつけるのが。
- ○安井企画官 結局、色々な成育環境の中で、日本語のネイティブスピーカーであり、同時にバイリンガルで、英語のネイティブスピーカーである日本人というのはいると思いますけれども。
- ○八田座長 それから、結婚している人ですね。
- ○安井企画官 ええ、それは、日本人なので、そういう方が日本国籍をお持ちなのであれば、今の現行の、普通の公立学校でも十分教諭として任用することはできるのですね。
- ○八田座長 だけれども、要件として、必ずネイティブスピーカーを置かなければいけな いというのは、これは特殊な要件ですね。

○安井企画官 まさに、そういう現行制度でできないような特別な学校づくりをやるため にということで御理解がされてきたわけですし、その要件というのをしっかり制度にも落とすのだねという話があったと。

○八田座長 すみません、原さんが行かなければいけなくなったので、私がちょっと割り 込んでしまったので、まず、原さんにもお話いただきます。

○原委員 現行制度でできないことの説明というのは、1つは外国人の教員を入れることということだったと思うのですが、それだけではなかったわけですね。さっきちょっとおっしゃられたように、柔軟な給与体系を組むであるとか、そういうことも含めて説明されていたわけですね。だからこそ、国際教育以外を行う公設民営学校というのも認められていたということなのだと思います。

そうであるとすれば、この国際理解教育について行う学校についても、必ずしも外国人 教諭を入れなくてもいいのですかね、公設民営学校の必要性ということを説明する上で、 柔軟な給与体系をそこに導入しますということであってもいいわけですね。外国人教諭が いなくても、説明がつかないということはないですね。

〇山田課長補佐 やはり、我々は、もちろん例示ですけれども、大阪市が構想になっていらっしゃる国際理解教育の学校を前提に各方面御説明をしてまいりました。ここでもそうだったと思います。

そこの中で、何ができないのだということで、外国人を任用することができませんというのを各方面に御説明をしてきて、では、そういうのをやるのだったらしようがないかということで、何とか御理解をいただいた。

それを、実際蓋を開けてみて、できたものが全部日本国籍の人、もちろん、海外のネイティブスピーカーと同様の語学力をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんけれども、蓋を開けてみたら、全部日本国籍の方だったと言われた場合に、そうやって今まで御説明を申し上げてきた方から、何なのだと、全員日本人であれば、公務員として任用すればできるではないか、任期つき教員として雇えば、公設民営でやる必要はないのではないかということになる。大阪市も、もちろん、そういうことはお考えになっていらっしゃらないし、他のところから、今、構想があるとは聞いていませんけれども、あったとしても、実際にやろうとすると、なかなか日本国籍の方だけで回すというのは、実際問題難しいのであると思うのです。そうであれば、省令で、しっかり書いていますよということを申し上げれば、結果として、その状況に大きな変わりはないし、誰にも御迷惑をおかけすることはないかなと思っていますし、政府としても、これが公設民営学校を設ける必要性ですというふうに御説明ができるものと考えています。

○原委員 そこは、幸いにして、今、大阪市がちゃんと2教科以上は外国人の先生がやりますという前提で準備をされているので、おっしゃるように、何か作ってみたら、全然違う制度になってしまっているではないかと批判されるリスクはないですという前提だと思います。

その上で、この制度は、決して大阪市のためだけに作っているわけではなくて、他のところでも、もっとこれから活用されていくことになるのでしょうということを考えたときに、大阪市スタイルというのを別に規制として入れておく必要はないのではないですかと。この2教科以上を外国語でやるということと、それから、外国人の教諭を必ず入れますということをルールにする必要は別にないですね。

○安井企画官 議論の経緯というのは、こういう感じなのです。大阪市のほうで、こういう学校作りを目指している。そのためには、民間にお願いしないといけないから、現行制度ではできない。だから、特区で法制度を作ろうという御提案があった。

それに対して、どうも色々大阪市が考えている学校作りというのは、既存の学校制度体系の中で、現行制度の中で十分対応可能なことばかりなのではないかという御指摘を与党あるいは国会審議の中でもずっと受けてきた。

それに対して、いやいや、大阪市が考えている学校作りの、ここの部分は、ここの法律をこう変えないとできないのですという説明を縷々申し上げて御理解を得てきて、国会で成立をしていただいたという経緯があって、それの法案を出すというときに、では、文部科学省、大阪市が説明している内容というのは、しっかりと政令の作業というのが残っているので、そこでちゃんと実現するのかどうかというのを説明ぶりとの整合性を与党としてもう一回チェックすると。

さらに、個別の学校のスタートの際の与党審査というのもやるというのが、閣法を出す ときの条件でした。

そうすると、当然、この議論の経緯からも、あるいはその経緯だけではなくて、実際、基準を書こうとして、一体何を念頭に置いて書くのかというふうになれば、先ほどからお話ししていますように、実際に大阪市が考えているような学校作りというのを念頭に置いて、そこで法制度的にブレイクスルーしなといけない内容を書いていくということでありますから、そこは、我々、今までの議論を、かなり忠実に追って立案作業をしてきたと思っていますし、これは、重ねて申し上げますが、そこで書いている内容が、大阪市の今の検討をストップさせるような話になっても、そこは当然よくありませんから、ちゃんと制度立案として御理解をいただけるような内容で、かつ大阪市の考えている内容も実現できると。

そういう経緯でございます。

○原委員 ちょっと、私、出ないといけないので、一言だけですけれども、大阪市ができることは分かりました。ただ、大阪市以外で多様な公設民営学校というのを排除しないというのがもともとの法律であり、政令であったと思いますので、省令で、いきなり2教科以上必ず外国語とか、外国人教諭を入れないといけないという条件が入るのはおかしいのではないですか。

○安井企画官 この2教科というのも、これは、外国語の教科を含めて2教科なのです。 それは、英語の先生、大分ネイティブ、いろんなところも、私立学校などでは、外国人 などを任用されておられるのでしょうけれども、それにプラス、他の教科もイマージョンで、英語でやるというような構想をおっしゃっていたので、こういう書き方にしているのですが、では、この規定が、バカロレアを申請して、そこの認定を受けて学校作りをしようと、そして、また、公設民営学校制度を活用して、国際理解教育を非常に力を入れてやっていこうという学校で、これができないというような、そういう状況というのも、なかなか想定は難しいのかなと思っています。

- 〇山田課長補佐 原先生がおっしゃった、その他の多様なものは、イの方はかかりません ので、ロのほうだけ見ていくということになりますので。
- ○原委員 その他の多様なものと言ったときに、国際理解教育をやるというものについて も、大阪市スタイル以外のもっと多様なものがあるかもしれない。
- 〇山田課長補佐 国際理解教育及び外国語教育の重点を置いたところはイの方です。それ 以外の多様な、他の自治体がどうお考えかわからないですけれども、そういうものはイの 条件はかかわってこなくてロだけなので、外国人だということをお気になされる必要性は ないのかなと。
- ○原委員 だから、国際理解教育をやる者についても、大阪市以外のスタイルのものが出 てきてもおかしくないですね。
- 〇山田課長補佐 国際理解教育及び外国語教育の場合は、国際理解教育を求めているわけですから、それで、日本人だけではできないものをやるということで外国人の任用が必要だという条件はつけさせていただくと。
- ○原委員 それは、再三申し上げているように、法律とか政令の中では、そういう条件は 課されていなかったわけですから、省令で初めてジャンプして、そういう規制が入ってい るわけです。
- ○山田課長補佐 それぞれ授権に基づいてやらせていただきたいと思っています。
- ○鈴木委員 ちょっと細かいところで、さっきの2科目教えなければいけないということなのですけれども、英語はよく分かるのですけれども、ほかに、例えば、数学とか、理科とか、社会とかを教えるときに、国内の指導要領とか資格というのと、何かぶつかったりなどはしないのですか。要するに、指導要領に沿って、例えば、数学を教えなければいけないというのが。
- 〇山田課長補佐 今回の御要望というか、制度は、日本の一条校と言いますけれども、普通の学校、高校だったり、中学校だったりの運用を任せるということですから、それは、日本の学校として学習指導要領も守らなければいけませんし、日本の免許状を持っていただかないといけない。
- ○鈴木委員 これは、日本語で取るべき免許状を持っている外国人になるわけですか。
- 〇山田課長補佐 今までも、外国の免許状を取る教育課程を経た人に対して、その免許状を差し上げる制度はあります。外国の大学の単位を認めてです。プラス特別免許状といって、力がおありになるなと思えば、特に、そういう大学での学修がなくても、自治体の判

断で免許を差し上げる制度がありますので、そこは柔軟にできるのかなと思います。 ○鈴木委員 わかりました。

あと、もう一点だけ、この中で教育委員会がオーケーしないと進まないというような項目はありますか。要するに、教育委員会に相談して、教育委員会がオーケーしないと、例えば、評価ができないとか、あるいは柔軟な職員の処遇というのは、教育委員会が定めないとできないとか、教育委員会に負っているところというのは、この中に入っていますでしょうか。

〇山田課長補佐 そもそもが、これは教育委員会が設置者で、教育委員会の判断で、これは第三者にお任せしようというものだけが、これは上がってくるものですから、教育委員会のほうで受託先を探して、こういうところだったらやろうというふうになりますけれども、この条文の中で、直接教育委員会がというのはございませんけれども。

- ○鈴木委員 わかりました。
- ○八田座長 他にありますか。

私、1つだけ、さっき原委員が言われたところですけれども、ロで5年以上従事した経験というのも、せっかく評価が後であるわけですから、十分な経験のある教諭で、その十分な中身がどうかということは、その評価のところでやってもらえればいいのではないかと思います。当然、これは、具体的ないろいろ目標とか、水準とかを学校が決めるでしょうから、それに照らして評価をされれば、それで済むことではないかと思うのですけれども。

○安井企画官 そこは、全体の立法のルールみたいなところも若干絡んでくるのですけれども、基準でございますので、そこは柔軟にという観点で、相当なというところも御意見としてはあろうかと思いますけれども、ある程度、基準として書いていかないと、基準たり得ないという部分もございますし、立法例としても、こういう色々な分野の経験を評価する際に、やはり、5年というような要件を課している立法例というのは多数ございまして、これは、我が国の法制度の中でも、ちょっと相場観みたいなところもございまして。○八田座長 そうしたら、せめて原則として5年ということで、要するに、本当に1日欠けるからだめとか、そういうことは避けたほうがいいと思うのです。

〇山田課長補佐 そもそも我々の職務を考えましても、5年間役所に働いたら、本当に一人前かというような議論は、多分色々あると思うのですけれども、例えば、先ほど安井から申し上げたような特許法の施行令、これも政令ですけれども、などでも、こうこうこういった事務に通算して5年以上従事した者とか、そういう基準である以上、一定の明確さを設けないと、基準たり得ないということになってしまうので。

○八田座長 評価がきちんとある以上、仕様基準は要らないと思います。必要なのは仕様 基準ではなく性能基準です。それで、例えば、IT企業の経験があるとか、そういう新しい 分野では、結構短い期間というのもあると思うのです。だから、仕様基準はなしにして、 ネイティブ並みの語学力といった性能基準を明記する。それでないのであれば、せめて原 則としてとか、程度とか、そういうことでやったらどうか。

何よりも評価に重きを置いて、そこの学校の設立の目的に照らして、ちゃんと父兄及び子どもにいいかどうかということを評価してもらえる仕組みにすることのほうが、ここでがちがちの基準を作るよりは重要だと思います。

○安井企画官 ちょっと御指摘がありましたので、補足でございますけれども、6号のところで評価のことを書いておるのですが、ここは、さっき冒頭申し上げたように、保護者とか、そういう学校関係者の評価をしっかりやっていただきたいというところでございますので、ただ、現実問題として、当然、職員の内容について、保護者の方が色々御意見をいただくということも十分あり得ると思いますし、望ましいとは思いますが、保護者の方が、学校のスタッフの、勤務するまでの色々な経歴とか、そういったことについて色々と評価できるかと言えば、なかなか難しくて、むしろ現実的には、学校運営全体の状況とか、そういう部分の方が保護者の目線から見ると、見える部分としては多いのかなという印象はちょっと感じますけれども。

○八田座長 これは、評価機構みたいなものを使うのではないのですか。そういうことも あってもいいのでしょう。

〇山田課長補佐 今回のものは、今、全ての学校に自己点検評価をしなさいという義務を 課しています。これは、普通の公立学校でも私立学校でも。

それで、努力義務として課している第三者評価、関係者評価というものを、それらの学校には課しています。自己点検は、自分で必ずやる。それを第三者に見てもらうのは努力義務。ここの努力義務の部分を、今回は、公設民営学校だということなので義務化したと、そういうことです。

- ○八田座長 少なくとも第三者の目が入るわけですね。
- 〇山田課長補佐 はい。
- ○八田座長 ということで、幾つかの論点は、まだオープンだと思いますが、時間もない ので、事務的にももう少し論点を。
- ○藤原次長 整理させていただいて、また、お投げして議論を続けるということでよろしいでしょうか。
- ○八田座長 はい。
- 〇山田課長補佐 これは、9月1日に施行だと伺っておりまして、我々は、この省令を定めないと、9月1日の時点で、というか、もう官報に省令案を掲載する手続きに入りませんと、9月1日の時点で政令が求めている省令を定めていないという違法な状態に、不適法な状態になると思うので。
- ○八田座長 どっちの事務局の話か知らないけれども、私どもとしては、もっと前に知り たかったですね。
- 〇山田課長補佐 我々は、もともと7月の頭に、調整中の文部科学省令のイメージを内閣 府に御提供させていただいて、その上で、与党にも説明させていただいたし、手続きをさ

せていただいて、パブリックコメントも既にこの内容で募集をさせていただいているので、 それが、文部科学省令という文部科学省が定められるものについて、特に理由もなく9月 1日を越してしまうということは行政上、ちょっと難しいということを。

- ○八田座長 パブリックコメントの締め切りは、いつですか。
- ○山田課長補佐 もう締め切っています。
- ○八田座長 そういうことですか、わかりました。
- 〇山田課長補佐 そこは、大変行政として難しいということを御理解いただきたいと思います。
- ○八田座長 わかりました。
- ○藤原次長 ちょっと、うちの事務局内の状況も全部確認しまして、また。
- ○八田座長 それから、将来の改正のこともあるかもしれないから。
- ○藤原次長 今後の話もありますので、議論はさせていただくということで。
- ○八田座長 そうですね、論点は明確にしておいたほうがいいと思いますね。 どうもありがとうございました。